

復二第、二号の七

昭和二十四年七月二十八日

引揚撥戻復員局第二復員局残務處理部長

各地方復員残務處理部長 殿

外地出身者最終處理事項について

今次開催の横須賀會議において決定した首題事項左記のとおりである。各残務處理部は決定事項の運管については遺漏のないよう然るべく取り計らわれたい。

記

一、移管書類の質疑應答の便を計るため適當の時機に主務者の會同打合せを行うものとしその時機方法等は處理擔當廳の要望をまつて中央から指定する。

二、移管後における復員關係事項で照會を受けたときは當分の問移管元廳で處理することを立前とする。但し處理擔當廳又は接受した残務處理部で判る場合は直接回答してその寫を關係各部に送付するものとする。

三 重複處理等を發見したときは次のように處理するものとする。但し移管元廳等との協議を要するものについては連絡會同等の機會を利用する等の方法によりこれを決定すること。

(イ) 人事

死歿年月日等の異るとき又は重複處理を發見したときは處理擔當廳で検討の上結末を計ること。

(ロ) 贈給與金

(1) 供託のもの

(A) 處理擔當廳とその他の殘務處理部と重複していることを發見した場合、その殘務處理部において供託物取戻請求の手續をして取戻の上、戻入又は歳入納付すること。

(B) 處理擔當廳以外の殘務處理部相互間において重複していることを發見した場合は、處理擔當廳より重複している殘務處理部にその旨通知し、通知を受けた殘務處理部は相互協議の上戻入又は歳入に納付すること。

は供託してないもの

前項の例に準じそれぞれ処理すること。但し各残務処理部の調製した名簿が同一人に對し給與完結名簿と未處理者名簿に重複登録されていることを發見した場合には處理擔當廳に於て在籍名簿の身上處理を基準とし、給與完結名簿又は未處理者名簿の記事を照合再検討の上適宜處理することとし判定困難の場合はその關係殘務處理部に連絡する。

四、併、台人の區分不明のもの又は非軍人軍屬の區分不明のものは處理擔當廳で調査しその區分判定したものは機宜處置し不明のものは別紙として處理し置くものとする又員數のみ判明し居るものは右員數のみにつゞき處理し置くものとする。

五、務管後處理擔當廳は事務進捗程度を毎月月頭二復に報告するものとする。その様式は今後適當の時機に定めるものとし當分の間は様式適宜で事務の内容を連絡することを目途とした報告とせらるべき。

六、務管後の統計計上區分について、各當分の對務管元廳において並行して

り計上するものとしその改訂時機は追つて定める。

七 外地出身者に對する在籍者名簿並びに諸給與金等の記録は終戦時在籍者（死歿者については太平洋戦争開始（昭和一九四一）以後のもの）總員につき調製するものとする。

八 生存者で終戦以前に解雇解僱等になつたものうち諸給與金等交付不能のため現實に供託（拂込）してあるものに對する在籍者名簿等の調製については追つて定める。

九 外地出身者の要處理員數等の通りである。

（イ）外地出身者要處理員數一覽表 別紙第一

（ロ）外地出身者移管事務進捗状況 別紙第二

（ハ）傷病者名簿移管事務進捗状況 別紙第三

参照

（別紙添）

（終）